# 手形交換の電子化で金融機関のコストや業務負担の軽減を

## でんさいネット開業後も課題となっている「紙の手形」の効率化

麗澤大学
教授 中島 真志

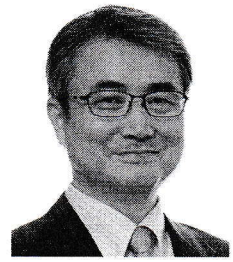

昨今、フィンテックが注目を集めているが、日本ではその前にやるべきことがある。全国の手形交換所で行われている紙ベースでの「手形交換」を電子化することである。手形交換所の運営には巨額の費用がかかっており、物理的な搬送などが必要な現物業務は、金融機関にとっても大きな負担となっている。すでに海外の主要国では電子手形交換が導入済みであり、手形交換を電子化することは、災害対策としても有効である。明治時代から続く紙の手形交換は、そろそろ電子化すべきではないか。

### 140年に及ぶ旧態依然の現物交換

「手形交換制度」は、企業などが振り出した手形や小切手を金融機関同士で相互に決済するために、各金融機関が定まった場所（手形交換所）に集合して、手形や小切手を交換し、その受け払いの差額を計算する仕組みである。このために、金融機関では自行内で手形・小切手の仕分けや保管を行ったうえで、手形・小切手を交換所に持ち出し、手形交換所で交換したうえで持ち帰るという地道な作業を日々行っている（図表1）。

現在、全国各地に約200カ所の手形交換所があり、これらの先で毎日、多くの金融機関が手形・小切手を物理的に搬送し、それを交換するかたちで、相当な手間をかけて交換業務が行われている。手形交換は、各地の銀行協会などによって運営されており、交換所全体の運営コストは年間50億円にも達するとみられている（これは、交換所側のみのコストであり、金融機関側の保管や持出しなどのコストを加えると、さらにコストはふくらむ）。

わが国の手形交換所は1879年（明治12年）に大阪に初めて設立された。これは、日本銀行の設立（1882年）や大日本帝国憲法の公布（1889年）、第1回帝国議会（1890年）などよりも古い起源をもつものであり、それ以来、永々と紙ベースでの手形交換が行われている。その後、MICR（磁気インク文字認識）の導入などにより、部分的には合理化がなされたものの、「紙ベースの交換」という原則は変わっておらず、明治以来、現物による交換が約140年にわたって綿々と続いているのである。銀行業務のシステム化が進むなかで、こうした現物業務は他の電子化された業務との整合性がなく、支店やバックオフィスでの大きな重荷となっている。フィンテック云々の前に、既存のIT技術で対応が可能な手形交換の電

子化を早く進めるべきではないだろうか。

## 主要国に加え、アジアの新興国にも後れをとる

こうした紙ベースの手形交換の工程を合理化するために、諸外国で導入されているのが「電子手形交換」という仕組みであり、手形交換業務から現物の手形をなくしてしまうことから「チェック・トランケーション」ともいわれる。これは、手形を受け入れた銀行が、紙の手形を電子データである「電子手形」に変換し、それを電子手形交換所に送って交換するという仕組みである（図表2）。手形の電子化は、スキャナーによる書類の電子化のイメージに近く、スキャンしたイメージデータ（画像データ）をネットワークで送って交換する。電子手形交換所は全国に一つあればよく、物理的な手形の搬送や交換が不要となるため、大幅なコスト節約になる。また、手形交換の時間短縮にもつながる。

諸外国における電子手形交換の導入状況をみたのが、図表3である。デンマーク、ベルギーなどが1980～90年代にかけて早い時期から電子手形交換に取り組んだほか、ドイツ、フランスなどが2000年前後に導入し、欧州ではすでに多くの国で定着している。

米国は世界一の小切手大国であり、銀行は膨大な数の小切手の処理に頭を悩ませていた。これに対し、04年に「21世紀小切手法」（Check 21 Act）が施行された。この法律では、「代替小切手」（substitute check：小切手のイメージデータ）を現物の小切手と法的に等価なものとして取り扱えることが定められ、これによって電子手形交換が可

〔図表1〕 手形交換の現状（紙ベース）

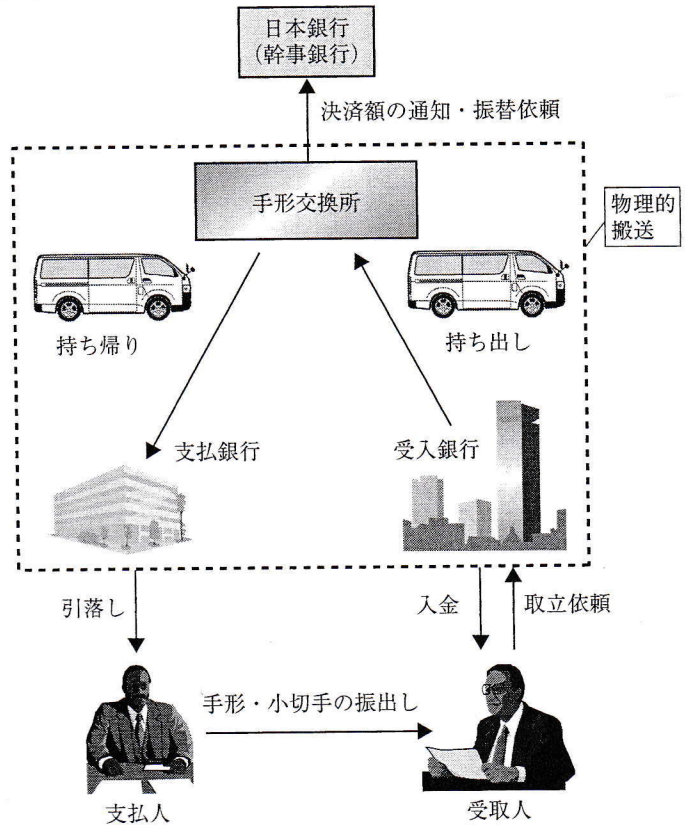


（出所） 筆者作成（図表2、6、7も同じ）

〔図表2〕 電子手形交換の概要

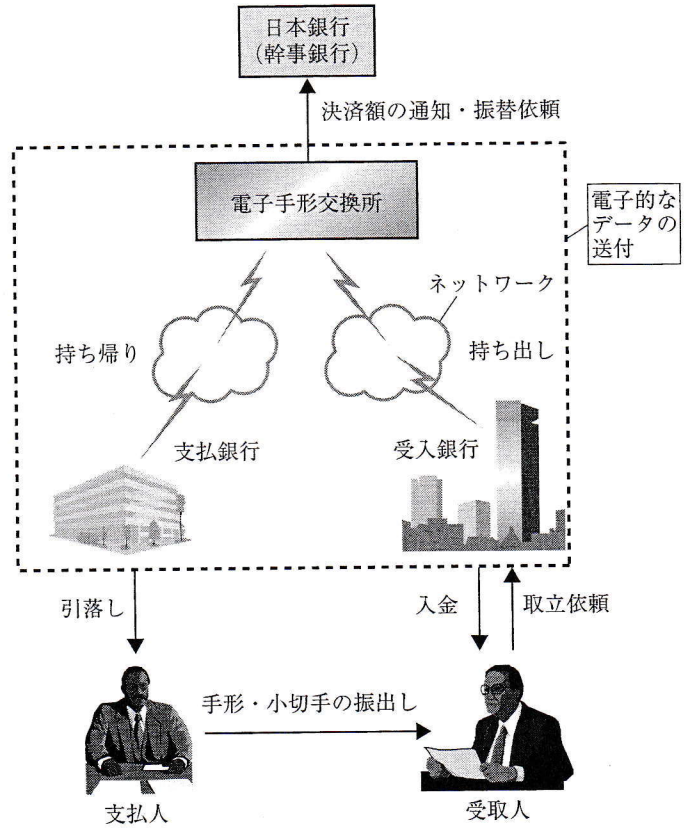

能となった。同法を受けて、それまで紙の手形交換を行ってきたFed（中央銀行）とTCH（旧ニューヨーク手形交換所）が、電子的な手形交換である「イメージ・チェック・サービス」を開始した。すでに100%が電子手形交換に移行しており、全米にあった多数の手形交換所は廃止されている。

アジアでも、00年代前半にシンガポールや香港で導入済みであるほか、00年代後半には中国やインドの都市部でも試行が行われたあと、全国規模に展開されている。

このように、わが国は、主要国のなかでは旧態依然たる紙ベースでの手形交換を行っている唯一の国となっており、アジアの新興国にさえも立ち後れているのが実態である。

## 06年の電子化目標は凍結されたまま

わが国の銀行界も手をこまねいていたわけではない。全国銀行協会（全銀協）では、99年には電子手形交換の法律的な問題の検討に着手し、01年には「チェック・トランケーション検討部会」を設けて本格的な議論を行った。これを受けて、全銀協は02年3月に、06年の導入を目指してチェック・トランケーションの検討・準備を進めることを機関決定した。すなわち、一度は電子手形交換を導入することを決めたのである。しかし、そのわずか半年後の同年12月、全銀協は突然、導入の検討を凍結することを決めた。これは、この時期に不良債権問題が再燃したため、当時の会長行がコストのかかる施策はいっさいやらないとの方針に転じたためであるとされた。このように、わが国の銀行界でも、すでに15年前には「紙ベースの手形交換をなんとかすべき」という問題意識は共有されていたのである。

この時点では「検討の凍結」であったため、不良債権問題にメドがつけば、この凍結は解除されるはずであった。しかし折り悪しく、その時期に「電子記録債権」のプロジェクトが浮上してきた。電子記録債権は「手形の代替」として使われる（そもそも紙ベースの手形を発行させない）という構想であったため、手形の電子化にかかる同じような二つのプロジェクト（つまり、手形を発行させないための電子記録債権プロジェクトと発行された手形を電子的に交換するための電子手形交換プロジェクト）を同時に進めるわけにはいかないということになってしまった。電子手形交換の検討の凍結は、その後も解除されることなく、今日に至っている。

〔図表3〕 海外における電子手形交換の導入状況

| 国名 | 導入状況 |
|---|---|
| ドイツ | 1985年から取組みを開始。<br>1998年に電子手形交換による取立てが義務付けられる。 |
| フランス | 2002年に電子手形交換を行うSITを設立。<br>全国の103の手形交換所が閉鎖された。 |
| 米国 | 2004年に「21世紀小切手法」が施行。<br>FedとTCHが電子手形交換を開始し、全米の手形交換所が閉鎖。<br>100%が電子手形交換に移行。 |
| シンガポール | 2002年に法律を整備。<br>2003年に電子手形交換を行うCTSを設立し、全国規模で実施。 |
| 香港 | 2003年に手形交換法を改正。<br>2003年に電子手形交換システムCITSが稼働を開始。 |
| 中国 | 2005～06年に、北京などの都市部で試行。<br>2007年から全国レベルで展開。 |
| インド | 2008年にニューデリーで試行。<br>その後、インド全域に展開し、全国の手形交換所は閉鎖。 |

（出所） 河野（2013）等をもとに筆者作成。

## 東日本大震災で被災地の手形交換所は4割が休業

電子手形交換を推進するうえでは、災害対策の視点も重要である。11年の「東日本大震災」の発生時には、日銀ネットや全銀システムなどの主要な決済システムが安定的に稼働を続けた一方で、手形交換所では大きな混乱が発生した。地震や津波の影響から、いくつかの手形交換所では交換業務を行うことができなくなり、休業を余儀なくされた。被災地（福島、宮城、岩手の3県）では、手形交換所の

約4割にもあたる15の手形交換所が休業し、中小企業の資金決済に大きな支障が生じた（図表4）。このように、「手形交換所は災害に弱い」ということが震災時に明らかになったのである。

しかし、全国200カ所のすべての手形交換所を耐震構造にするのは困難である。電子手形交換所を設立して、メインセンターの耐震性を確保し、またバックアップセンターを設けることにより、災害等への備えが格段に向上する。東日本大震災の教訓から学ぶべきであろう。

〔図表4〕東日本大震災後の手形交換所の休業状況

| | 3県合計（42） | 福島県（17） | 宮城県（13） | 岩手県（12） |
|---|---|---|---|---|
| 3月14日 | 15 | 4 | 7 | 4 |
| 3月18日 | 15 | 7 | 4 | 4 |
| 3月末 | 10 | 3 | 3 | 4 |
| 5月末 | 6 | 2 | 2 | 2 |
| 6月21日 | 3 | 2 | 1 | 0 |

（注）東日本大震災は2011年3月11日（金）に発生。3月14日は週明けの月曜日にあたる。
（出所）日本銀行（2011）

## 手形交換の減少ペースは加速していない

前記のような電子手形交換について話をすると、必ず出てくる反論がある。それは、手形交換の枚数は減少傾向にあり、手形交換は放っておいても「自然死」する。このため「新たなシステムの構築にお金をかける必要はない」という主張である。

確かに、手形交換枚数は1995年の3億枚から2016年には5900万枚にまで減少している（図表5）。しかし、こ数年並みのペース（過去5年の平均は6・4％減）で減少が続いたとしても、30年経っても手形枚数はゼロにはならない。残る手形のために、これから毎年50億円をかけて紙の手形交換を行っていくことがはたして妥当かどうかについては、よく検討すべきである。

また、でんさいネットが開業すれば、手形の減少ペースが加速するはずという楽観的な見方もあったが、実際には、開業（13年）後も手形交換枚数の減少率に大きな変化はみられない。

〔図表5〕

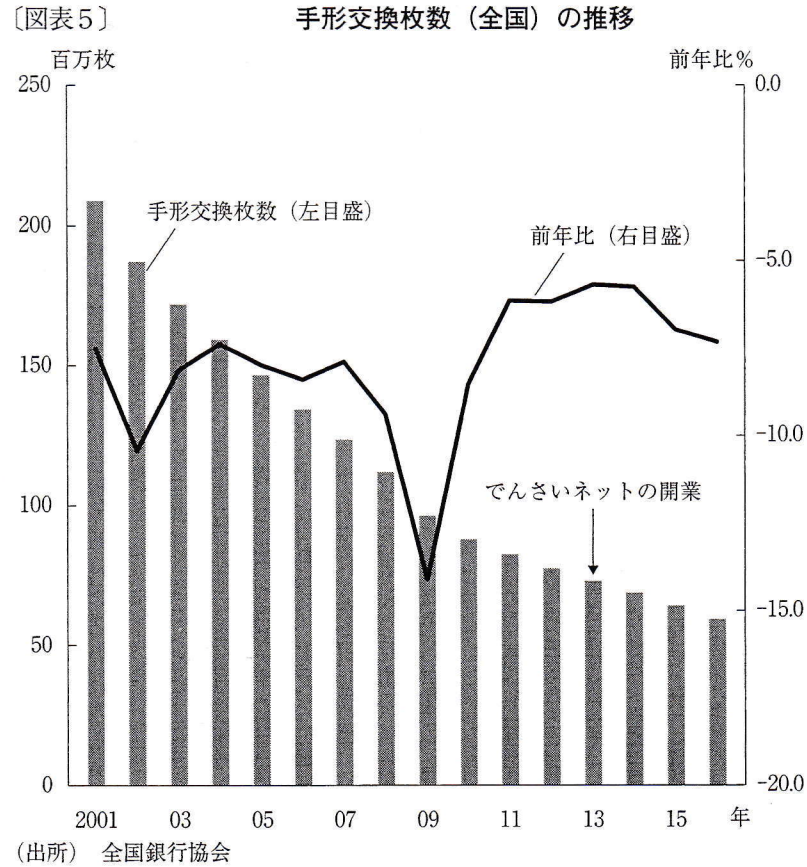

（出所）全国銀行協会

企業間の売掛債権がすべて電子記録債権に移行するといった状況（図表6－①）にならない限り、手形の振出しは今後も続くことになる（図表6－②）。したがって、「手形は残る」という前提で対応を考えておくことが必要である。つまり、残っていく「紙ベースの手形」をどう効率的に処理するかを考えていかなくてはならない。ちなみに、諸外国でも、手形・小切手が減少傾向にあるなかで、こうした発想からチェック・トランケーションに取り組んでいる。

## 今後10年でさらに500億円を投じるのか

前述のように、全国に分散した手形交換所の運営費用は、合

# 急がれる手形交換の電子化

〔図表6〕 電子記録債権と電子手形交換の関係

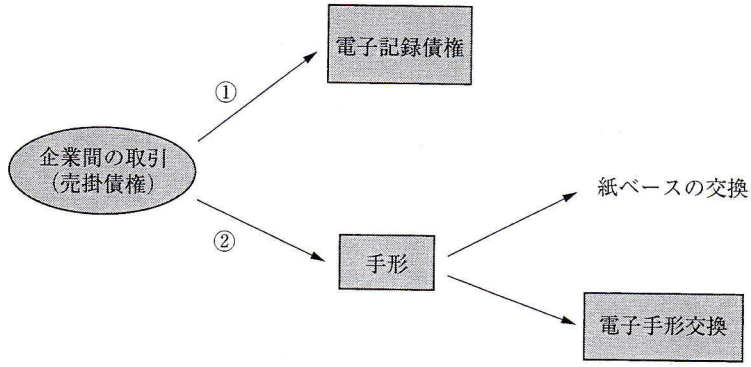


わせると年間約50億円にも達するものとみられている（注1）。この費用は、手形交換を電子化しない限り、今後も毎年必ずかかってくる費用となる。

電子手形交換の話をすると、とかく新規の投資額ばかりに関心が向きがちである（図表7－①）。しかし、この新規投資を行わないとすると、その裏で、実は既存の手形交換所の運営に毎年50億円の費用がかかっていくのである（図表7－②）。かりに、新規投資にでんさいネット用のシステム並みの金額をかけたとしても、そのコストは1～2年で回収でき、さらにお釣りが出る計算となる。また、それ以降は、毎年50億円といった巨額の運営費がかからなくなる（注2）。もし、全銀協の当初の計画のとおり、10年前に手形交換の電子化が実現していたとすれば、銀行界ではこれまでに全体として500億円もの節約ができていたことになる。また、ここで何もしなければ、ここからまた10年間でさらに500億円が消えてなくなる計算になるのである。

〔図表7〕新規投資額と手形交換所の運営コストの比較

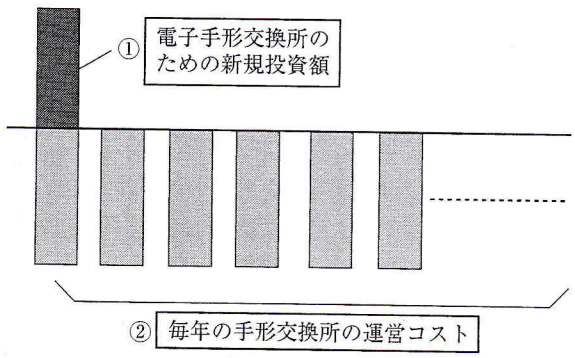


＊　＊　＊

以上述べてきたように、手形交換の電子化が必要な理由をあらためてまとめると、①紙ベースの物理的な交換にはもはや限界がきている、②手形交換業務が銀行にとって重い負担となっている、③国際的な比較の観点からみても、先進国だけでなくアジアの新興国にも立ち後れている、④災害対策に資する、⑤新規投資を行うことによって、全国の手形交換所の運営費を削減できる――となる。

こうした観点から、金融庁、全銀協など関係者の前向きな検討を期待したい。

（注）1　全銀協の試算による（2002年の報告書）。その後、手形交換所の数は減少しているが、閉鎖された先の多くは小規模な交換所であるため、全体としての金額は大きく減っていないものとみられる。

2　もちろん、電子手形交換所の運営にも一定の運営費が必要となることはいうまでもないが、かなりの圧縮は可能とみられる。

【参考文献】
河野憲嗣（2013）『チェック・トランケーション研究』学文社
日本銀行（2011）「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」日本銀行決済機構局
日本銀行（2013）「東日本大震災直後の金融・決済面の動向」日本銀行決済機構局

**なかじま　まさし**
81年一橋大学卒、博士（経済学）。日本銀行、国際決済銀行（BIS）などを経て現職。著書に『決済システムのすべて』『証券決済システムのすべて』『金融読本』（以上、共著）、『SWIFTのすべて』『外為決済とCLS銀行』『入門 企業金融論』（以上、単著）などがある。全銀ネット有識者会議のメンバーなどを務める。